

# 第67回国有財産北陸地方審議会

北 陸 財 務 局

日時 平成20年12月3日  
場所 金沢新神田合同庁舎  
8階特別会議室

## 国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 角間 俊夫 | カナカン（株）代表取締役会長        |
| 高澤 基  | （株）北國新聞社 代表取締役専務      |
| 谷 明彦  | 金沢工業大学 環境・建築学部教授      |
| 永原 功  | 北陸電力（株）代表取締役社長        |
| 中村 明子 | 弁護士（松本洋武法律事務所）        |
| 羽場 千尋 | 一級建築士                 |
| 本田百合子 | 公認会計士                 |
| 水上 誠子 | ダートコーヒー（株）代表取締役会長     |
| 三田村紘二 | （株）ホクコン 代表取締役会長       |
| 深山 彬  | （株）北國銀行 代表取締役会長       |
| 八木 孝男 | （株）ヤギコーポレーション 代表取締役会長 |
| 横井 広明 | （財）日本不動産研究所 北陸支社長     |

（五十音順）

## 1. 開 会

**管財総括課長** 大変お待たせをいたしました。

ただいまから第67回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。

私は、審議に入るまでの間、進行役をさせていただきます北陸財務局管財部管財総括課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本審議会の定足数につきましてご報告申し上げます。本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は12名全員のご出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 2. 会長挨拶

**管財総括課長** それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、永原会長からご挨拶をいただきたいと思っております。それでは、永原会長、よろしくお願いいたします。

**永原会長** 会長を仰せつかっております永原でございます。

ご挨拶ということではありますが、本日は諮問事項はないようでありまして、1年振りでございますので色々なお話を承りたいなというふう存じております。よろしくお願いいたします。後ほど事務局の方からご説明されると思っておりますけれども、皆様方のご意見とかご質問を承ってよろしくお願いいたしますと思っております。

申し上げるまでもなく、この審議会は、国民共有の貴重な財産であります国有財産の管理及び処分について調査、審議する重要な会議でございます。

また、財政の健全化に向けて、政府として簡素で効率的な政府を実現するため、国の資産・債務改革として、国有財産の有効利用、売却促進等、国有財産の利活用について国民の関心が深いところでございます。適切な処理を図ることは社会的にも要請されているところでございますので、皆様方の幅広いご意見をいただきまして、その役割を果たして参りたいと考えております。

つきましては、皆様方のご協力をいただき、審議会を円滑に運営していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

**管財総括課長** 永原会長、どうもありがとうございました。

### 3. 北陸財務局長挨拶

**管財総括課長** それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の大森から挨拶を申し述べさせていただきます。それでは、大森局長、よろしくお願いいたします。

**大森局長** 北陸財務局長の大森でございます。

第67回の国有財産北陸地方審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、師走の忙しい中、また経済情勢がだんだんと厳しくなる中、何かとお忙しいところ、お時間を割いて当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素から国有財産行政に限らず財政、金融、さまざまな行政全般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

この国有財産北陸地方審議会、先ほど会長様からのお話もあったとおり、国有財産の管理・処分について学識経験を有する皆様方から幅広くご意見を伺うということでございまして、第1回のこの審議会、昭和32年、ちょうど私の生まれた年でございます。半世紀以上の歴史があるわけでございます。この間、歴代の委員の皆様には審議会開催の都度、諮問事項あるいは報告事項について大変貴重なご意見を賜って、国有財産行政に活用させていただいて参ったわけでございます。

この半世紀の間、国有財産行政も、我が国の経済社会、さまざまな面で構造的な変化あるいは行政に対して期待される役割の変化、こういったものに伴いまして幾度か大きな転換を経験して参りました。平成18年4月には国有財産法を40年振りに改正したということございまして、一連の国有財産制度改革が推し進められました。一言で申し上げますと、より効率性を目指した国有財産行政へということで、舵を切って参ったわけでございます。

本日の会議、諮問事項はございませんけれども、昨年の審議会におきましてご答申いただきました旧金沢大学四十万農場を都市公園として処分等すること、その処理結果並びに国有財産の有効活用に関しまして北陸地方有識者会議というのを開催いたしております。既にご案内のとおり、管内に所在する国有財産の一層の有効活用を図るということで、管内の庁舎等の使用調整計画につきまして、専門的、実務的な観点からご検討をいただいて、そういう趣旨で平成19年1月に設置したものでございます。これまでの開催結果、それにつきましての2点についてご報告いたしたいと考えております。

それから、谷委員とご退任されました小室委員には、地方有識者会議のメンバーにご就

任いただきまして、当局が18年度、19年度に実施いたしました庁舎等の使用効率等実態監査、こういった結果に基づきまして庁舎の使用調整計画につきましてご検討をいただいております。とりわけ谷委員には、地方有識者会議の座長といたしまして会議の運営に多大なご尽力を賜っております。この席をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げる次第でございます。

皆様方には、本日の報告事項に限らず、国有財産行政に関するさまざまなことにつきまして忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

開催に当たっての私の挨拶とさせていただきます。

#### 4. 委員の紹介

**管財総括課長** それでは、事務局からの報告の前に、僭越ではございますが私の方から改めて皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。

既にご挨拶をいただいておりますが、最初に、当審議会会長で北陸電力株式会社代表取締役社長の永原功様でございます。

次に、委員の皆様方のご紹介を五十音順でさせていただきます。

カナカン株式会社代表取締役会長の角間俊夫様でございます。

株式会社北國新聞社代表取締役専務の高澤基様でございます。

金沢工業大学教授の谷明彦様でございます。

弁護士の中村明子様でございます。

一級建築士の羽場千尋様でございます。

公認会計士の本田百合子様でございます。

ダートコーヒー株式会社代表取締役会長の水上誠子様でございます。

株式会社ホクコン代表取締役会長の三田村紘二様でございます。

株式会社北國銀行代表取締役会長の深山彬様でございます。

株式会社ヤギコーポレーション代表取締役会長の八木孝男様でございます。

最後のご紹介となりますが、財団法人日本不動産研究所北陸支社長の横井広明様でございます。

なお、前任の小室直人様におかれましては、本年5月に退任されております。

続きまして、北陸財務局の出席者を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました北陸財務局長の大森でございます。

総務管理官の高本でございます。

管財部長の安藤でございます。

富山財務事務所長の増永でございます。

福井財務事務所長の名越でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

これより議事に入らせていただきますが、お手元でございますマイクにつきまして若干ご説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご発言の際にはマイクスタンドでございますトークボタンを押していただきましてご発言をお願いします。また、ご発言が終わりましたら、再度トークボタンを押してお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては会長をお願いしたいと思います。

永原会長、よろしく申し上げます。

## 5. 境界査定部会の部会長及び部会委員指名

**永原会長** それでは最初に、境界査定部会というのがあるわけですが、今年の審議会において境界査定部会長に小室委員を指名させていただいておりましたけれども、先ほどお話がありましたとおりのご退任されましたので、次に改めて中村委員に部会長をお願いしたいと思います。また、横井委員には部会の委員をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

これは会長が指名するというご承をお願いしたいと思います。

## 6. 報告事項

- 1) 第66回国有財産北陸地方審議会答申事項『金沢市及び金沢市土地開発公社に対し、旧金沢大学四十万農場（石川県金沢市四十万町地内、普通財産）を「都市公園」として処分等すること』の処理結果について

**永原会長** それでは、報告事項1の『第66回国有財産北陸地方審議会答申事項「金沢市及び金沢市土地開発公社に対し、旧金沢大学四十万農場を都市公園として処分等すること」の処理結果について』を事務局から説明願いたいと思います。

**管財部長** 管財部長の安藤です。

スクリーンを用意しておりますけれども、ちょっと見にくいかもしれませんので、お手

元の資料、同じものを用意しておりますので、そちらも参考にしながらお聞きいただきたいと思います。

最初に、平成19年12月5日開催の第66回国有財産北陸地方審議会におきまして答申いただきました事項の処理結果についてご報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の報告事項1をご覧くださいと思います。

まず、答申をいただいた事項に関する概要・経緯を改めてご説明申し上げます。

答申いただきました対象財産は、口座名「旧金沢大学四十万農場」と申しまして、石川県金沢市四十万町に所在いたします当局所管一般会計所属の財産でございます。昭和39年以降、金沢大学の教育学部の実習農場としまして、田畑、果樹園として利用されておりました。平成16年4月1日に、金沢大学の国立大学法人移行に伴いまして当局の方へ引き継がれたものでございます。

その後、平成18年3月に、金沢市から本財産の一部につきまして取得要望がございまして、処分方針を検討してきたものでございます。

金沢市におきましては、防災機能を有した都市公園として利用したいという要望がございまして、財務局の方で審査いたしました結果、金沢市の利用計画は適当であると判断いたしまして、昨年12月の審議会におきまして諮問どおり答申をいただいたものでございます。

続きまして、その後の処理結果でございますけれども、資料のとおり、平成20年3月17日付で、本財産のうち3分の1を金沢市に対しまして都市公園用地として無償貸付させていただいております。残り3分の2を金沢市土地開発公社に対し、都市公園用地として売却処分いたしております。

なお、金沢市に対しましては、平成23年3月16日までに都市公園の用途に供することを無償貸付契約の中で約定しておりますほか、金沢市土地開発公社に対しましては、平成22年3月31日までに当該財産を金沢市へ譲渡していただく旨の特約を売買契約に盛り込んでおります。

一方、都市公園としての事業計画の進捗状況でございますけれども、金沢市の担当部局から聴取しましたところ、金沢市におきましては地元の自治会とまちづくり協議会等との協議を重ねておりまして、本年内には基本計画を決定したいというふうに聞いております。当初計画どおり、防火水槽を備え、緊急用のヘリポートでありますとか、地震等の災害時に対応できるような仮設住宅敷地としても使用できる都市公園とする予定であるというふ

うに聞いております。

また、平成21、22年度の2カ年度に造成でありますとか植栽の工事などの公園整備工事を行うということをごさいます、用途指定の期限であります平成22年度末までには工事を完了する予定となっております準備を進めているというところをごさいます。

以上が審議会の答申事項に関する処理結果をごさいます。

一旦、私の方からの説明は終わらせていただきたいと思ひます。

**永原会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまごさいました報告につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたらお聞きしたいと思ひます。

**中村委員** 公園として売却できた部分は報告で分かったのですが、残りの部分の状況等についてご説明いただければと思ひます。

**管財部長** これは昨年の審議会の時にも若干触れさせていただいたと思ひますけれども、残りの部分、要するに山側東側につきましてですが、一般競争入札で処分をすることとして、今年の6月に入札を行いました。ただ、私どもが決めております予定価格に達しなかったということで、いわゆる不落で終わっておりますが、再度、入札を実施する予定で考えております。

**永原会長** このような状況なのですが、よろしいでしょうか。

**中村委員** 分かりました。

**角間委員** とりあえずは金沢市へ2年間無償で貸すわけですね。そして、2年後ですか、そこで売買をするということなんですね。

**管財部長** 3分の1は金沢市への無償貸付でごさいます、残りの3分の2は、金沢市土地開発公社に売却処分しています。

**角間委員** 今の時点ででしょうか。

**管財部長** 既に今年の3月、先ほど申し上げましたように処分してございます、その後、金沢市土地開発公社の方から金沢市の方へ売却・譲渡するということでは。

**角間委員** なるほど、分かりました。それでも財務局は関係なくなっているわけですね。

**管財部長** はい。その後は金沢市と金沢市土地開発公社の関係だけとなります。

ただ、確実に都市公園の用途として売却してもらうように契約の中で譲渡特約を盛り込んでございますので、特約どおりの履行はしていただけると思ひます。

**角間委員** はい、分かりました。



**永原会長** 特にご意見ないようでしたら次に進みたいと存じます。

2) 「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果等について

**永原会長** 次に、「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の開催結果等について」に移りたいと存じます。

事務局の方からご説明をお願いします。

**管財部長** それでは、引き続きよろしくをお願いします。

まず、地方有識者会議につきまして、簡単にもう一度説明させていただきたいと思いません。

冒頭の局長の挨拶にも若干ございましたけれども、一連の資産債務改革というものがありまして、平成18年には国有財産法の改正でありますとか行政改革推進法の制定などがなされまして、国有財産につきましては効率的な活用を政府全体として推進していくということになりました。

国の庁舎等につきましても、財務大臣が合同庁舎等を効率性等の観点から悉皆的に監査を行いまして、省庁横断的に使用調整を計画するということになりました。その結果、合同庁舎の建物、単独庁舎の建物等1棟が不要になったときは速やかに売却いたしますとか、行政の効率化等に資するように同一官署の分散を解消するというような庁舎の一層の効率的使用を図ることとされているところでございます。

この庁舎等使用調整計画についてですけれども、その実施に当たりましては、行政手続の透明性を確保することや実効性の向上の観点から、財務大臣が財政制度等審議会に諮った上で使用調整計画を策定するということになっております。今から説明いたします地方有識者会議は、財政制度等審議会での検討に資するために、全国の各財務局において開催するとされているものでございます。

本日は、前回の国有財産北陸地方審議会以降、今年の4月10日まで4回にわたりまして開催いたしました地方有識者会議において、会議のメンバーの方々からいただいたご意見の概要でありますとか、それを踏まえまして策定いたしました金沢市内の合同庁舎の使用調整計画の概要についてご報告いたしたいと思えます。

資料の、まず3ページをご覧くださいと思います。

これは地方有識者会議の開催状況でございまして、第8回から第10回におきましては、金沢市内及び高岡市内の合同庁舎の使用調整計画（案）について、現地調査を含めまして

ご検討をいただきました。

なお、庁舎等使用調整計画（案）について、地方有識者会議においていただいたご意見については次の4ページをご覧いただきたいと思います。

主たる意見でございますけれども、まず第1点目は、合理性や効率性だけでなく、中心市街地活性化計画との整合性など、公共的な観点から使用調整を考えることも必要というような意見がありました。

2点目は、行政サービスの低下や来客用駐車場の不足等の問題が生じないように配慮する必要があること。

3点目は、消防設備やバリアフリー等に関する各種法令の遵守を踏まえる必要があること。

4点目としましては、これまでの議論の整合性や法令遵守、効果面の検討も十分なされており妥当なもの、というような意見をいただいたところでございます。

当財務局といたしましては、これらの意見を踏まえまして、金沢市内及び高岡市内の合同庁舎の使用調整計画（案）を取りまとめまして財務省に報告いたしました。

このうち、金沢市内の合同庁舎の使用調整計画（案）につきましては、財務省におきまして、今年6月に財政制度等審議会に諮問し、その答申を得て財務大臣が計画決定をしたところでございます。

なお、高岡市内の合同庁舎の使用調整計画（案）につきましては、継続事案となりまして、再度、来年以降に使用調整計画（案）を策定することになっております。

続きまして、今年6月に財政制度等審議会にて答申を得ました金沢市内の使用調整計画の概要をご説明したいと思います。

まず、5ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、金沢市内の合同庁舎の使用調整に係るイメージ図でございます。金沢市内の金沢駅西合同庁舎、金沢広坂合同庁舎、それから、金沢新神田合同庁舎でございます。

今般の使用調整計画につきましては、国の歳入確保に資するよう、これら3合同庁舎の余剰スペースへ金沢市内にある単独庁舎の官署等に入居していただき、売却財産を創出することを優先事項としておりますほか、行政事務の効率化にも資するよう、同一官署における庁舎の分散解消等を目的とした計画になっております。

それでは、個々の合同庁舎の使用調整計画につきましてご説明をしたいと思います。

続きまして6ページをご覧いただきたいと思います。

まず、金沢駅西合同庁舎でございます。

表の一番下のところの合計の数字をご覧いただきたいと思いますが、監査の結果などによりまして2,550㎡の余剰スペースが出てくる見込みでございます。

具体的には、売却可能財産の創出及び庁舎の分散解消を目的としまして、その余剰スペースに金沢国税局の税務相談室、これは尾張町にあります国税局の分室でございますけれども、それから金沢国税局の松任集中簿書庫と野町にございます北陸農政局の消費・安全部地域第一課が入居する計画でございます。また、新たな行政需要への対応を目的として、広坂合同庁舎に入居中の石川行政評価事務所、税務大学校金沢研修所を入居させる。更に、借受解消を目的としまして、東海北陸厚生局石川分室を新たに入居させるほか、入居中の官署につきましても所要の調整を行うこととしております。

以上が金沢駅西合同庁舎でございます。

続きまして7ページをご覧いただきたいと思いますが、7ページは、この金沢新神田合同庁舎につきましても説明でございます。

金沢新神田合同庁舎につきましても、表の一番下の欄でございますけれども、監査等によりまして余剰と判断されたスペースが約830㎡ございます。

具体的には、庁舎の分散解消等を目的としまして、金沢駅西合同庁舎にあります金沢地方法務局を金沢新神田合同庁舎の方へ移すこと、それから、売却可能財産の創出を目的としまして、北陸財務局の分室、これは研修施設として別のところにあるのですが、それを金沢新神田合同庁舎の方へ取り込むほか、入居中の官署についても所要の調整を行うて参るところでございます。

以上が金沢新神田合同庁舎の説明でございます。

続きまして、8ページでございますけれども、金沢広坂合同庁舎に関しましては、監査の結果に加え、先ほど金沢駅西合同庁舎のご説明のところでも触れましたけれども、石川行政評価事務所などが転出するというような関係もありまして、770㎡ほどの余剰スペースが生まれるという見込みでございます。

これにつきましては、庁舎の分散解消でありますとか売却可能財産の創出ということを目的としまして、野町にあります北陸農政局の食糧部を入居させるほか、金沢国税局につきましても、事務スペースがかなり狭隘でございますので、金沢国税局に所要の調整を行うという計画でございます。

金沢市内の合同庁舎の使用調整計画につきましては以上のとおりでございますけれども

も、もう一度ページを戻っていただきまして、5ページのところに財政効果ということでお示しさせていただいておりますけれども、トータルで約3億6,400万円程度の売却可能財産が見込まれるという計画でございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。

今までご説明しました使用調整計画と申しますのは、余剰スペースが600㎡以上の合同庁舎が対象になっております。一方、余剰スペースが600㎡未満の庁舎につきましては、有識者会議にお諮りすることなく、財務局長が必要に応じて国有財産法第10条に基づき調整を行うということになっておりまして、当局におきましては、輪島にあります輪島地方合同庁舎、それから敦賀にあります敦賀地方合同庁舎について、国有財産法10条に基づく調整を行っております。

概要は、そこに示してありますとおりでございますけれども、輪島地方合同庁舎につきましては、輪島測候所の機械化などによりまして生じた余剰部分について、穴水町にあります穴水公共職業安定所の統合に伴い、輪島公共職業安定所の専用面積等に調整を実施いたしました。

それから、敦賀地方合同庁舎につきましては、敦賀測候所の機械化によりまして生じた余剰面積について、小浜市にあります小浜統計・情報センター及び越前市にあります越前統計・情報センターの敦賀市での統合に伴いまして、敦賀統計・情報センターの専用面積等を調整させていただきました。

以上、簡単でございますけれども有識者会議関係の報告事項とさせていただきます。

私の説明を終わらせていただきます。

**永原会長** どうもありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思っております。

**高澤委員** 金沢市内の庁舎の使用調整をしましたということですが、監査の結果、駅西で2,550㎡、新神田で830㎡、広坂で770㎡の余剰スペースがありましたとおっしゃったのですが、この余剰スペースというのは、何か部署や組織がなくなったということですか。そうではなくて、これまではゆったりスペースで仕事をしていたのを、多少窮屈にするということですか。どんなところからこの余剰スペースというのが生まれてきたのか、主な理由を教えてくださいいただけます。

**管財部長** 官署によりましては、機械化などが進み、そもそも事務スペースが減ってきたというような官署もありますし、それから官署によってはゆったりしたところでやっ

たというようなどころもあったかと思います。

いずれにしても、私どもとしましては、国交省で定めます一定の基準に基づきまして監査を行い、必要スペースを認定しました。その結果生じた余剰部分にはほかの単独庁舎を入れるなど、極力財政収入に貢献できるように処分財源を探すというように計画を作らせていただいたところでございます。

**永原会長** よろしいですか。

**高澤委員** はい。

**永原会長** ほかにございませんか。

**深山委員** 北陸財務局の分室というのはどこにあるのですか。

**管財部長** 平和町にあり、研修施設としてそこで研修などを行っているものでございます。

**深山委員** なるほど。はい、分かりました。

**永原会長** どうぞ。

**羽場委員** 3つの建物に集約するということですが、建物の概要を見てみますと、駅西合同庁舎は平成3年、新神田は昭和54年、広坂は昭和40年の建築ということで、いずれも新耐震設計以前の建物なので、耐震性能はこの3つの建物に対して大丈夫なのかどうかをお伺いしたいと思います。

**管財部長** 広坂の方は、耐震性に若干問題ありというようなこともありましたので、現在耐震工事をやっているところです。

ただ、その耐震工事をやることによって耐用年数が延びるというようなものではなくて、緊急避難的にやっているというものでございます。

新神田につきましては、特に耐震上は問題ないというものでございます。

**羽場委員** 耐震診断はされているわけですか。

**管財部長** はい。

**羽場委員** そうですか。耐震補強をする場合、費用がかかると思うのですけれども、広坂の方は耐震補強ということで、その分は仕方がないですね。補強しないと心配なものは心配ですから、きちんと補強していただいて、安全な建物に集約して機能をやっぱりきちんとしていただきたいなと思います。

**永原会長** どうぞ。

**谷委員** 広坂の場合は耐震というより免震ですね。建っている建物を免震構造にするというのは全国的にもそんなに例がないと思いますので、もしご興味がある方は一度見学さ

れるといいかもしれないですね。

私が知りたいのは、やっぱりコストパフォーマンスがどうかということで、どのぐらいで最終的に上がったのかということをお教えいただければと思います。耐震より免震の方がいいのですね。耐震というのはあくまで建物が倒れないということであって、中はぐちゃぐちゃになっちゃうのですよ。特に我々みたいに本棚とか置いていますと本が全部落ちて大変なのですが、免震ですと揺れを抑えてくれますから中も安全なのです。人も安全なのです。ですからそちらの方がいいのですが、問題はお金がどのぐらいかということなので非常に注目していますので、教えていただけたらと思っています。

**管財部長** これは北陸地方整備局の発注工事ですが、予算にかかるデータが手元にないので、後ほど回答させていただきます。

**中村委員** この使用調整の具体的なスケジュールがどのようになっているのか教えていただければということと、それから、財政効果の数字が出ていますけれども、この数字の算出の基準というか、価格をどのようなものから出しているかというところをご説明いただければと思います。

**管財部長** 使用調整の工程は、今後、相手の省庁とも具体的に何階のどこの部分に入ってもらおうとか、色々細かな調整等もあります。それから、今後の動向もあり、確約はできませんけれども、今のところ、平成23年度に新神田の使用調整、平成24年度に駅西の使用調整、平成25年度に広坂の使用調整を計画として考えているところでございます。

それから、先ほど申しました財政効果の試算でございますけれども、これは路線価をベースに算定していますが、昨今、非常に不動産市場が芳しくありませんので、このとおり売れるのかどうかというのは若干懸念はしているところでございます。

**中村委員** ありがとうございます。

**三田村委員** これはお願い事項になるのか、検討依頼事項になるのか分かりませんが、有識者会議の意見の中で「公共的な観点から使用調整を考えることも必要」との提言もございます。これ大変、立派なことをご提言されたなと思っています。

以前、合同庁舎等々は民間に貸すことも可能だよとおっしゃったと思います。今後、こういうような庁舎を合理化して、余ったところは速やかに売却するとの説明がありましたが、そういう余剰面積の合理化をやるとき、ここまで地価が下がってきますと、単に売却するのではなく、むしろ公共的な観点から有効的利用ができないかを検討すべきではないか。要するに単なる金じゃなくして、金が金を生むような形にできないかということです。

民間なら、すぐそういうふうを考えてしまいます。

そこで一つの考えですが、これから財団が整理されていき、一般財団と公益財団というふうに分かれていきますよね。仮に公益性があると認定された財団は、社会性があるわけですから、そういうところを合同庁舎などに入れるとか、それも多数の財団が入ってくれば一つのいいモデルになりますね。仮に補助金を受けているスポーツ団体ならば、例えば東京に岸体育館がございますね。あそこにスポーツ団体が集中的に入っていますね。ああいうふうな生かし方、民だが完全な民でもない、そういうところを、合同庁舎を利用して、より公共性を高めていく、果実が果実を生むような形に持っていく、北陸財務局でそういうような新しいモデルを作っていただければ大変ありがたい。というのは、特に北陸は、全国的な流れがありますけれども、国有財産の売却等々が進んでいますし、そういう面で本当に真剣に取り組んでおられると思いますので、せっかくここで有識者が公共性ということを表へ出してきたのですから、次は単なる売却じゃなくて。売却は売却でいいのですけれども、もう一つおもしろい使い方というものをお考えいただいたら全国から見にくると思うのですけれどもね。

一つの私の思いつきの発想で申しわけございませんけれども、そういう利用もあるんだということの一つよろしくご検討をお願いできたらと思います。

**管財部長** 貴重なご意見ありがとうございました。

未利用地を売却する場合においては、いきなり一般競争入札で売るのではなくて、公用・公共用の利用がないのかなということはホームページ等で開示、かつ地元地方公共団体等にも打診しているところでございます。なお、要望がないときには一般競争入札により処分させていただいております。

**大森局長** 委員は、建物そのものを利用したいということで、例えば、財団が今公共で買いたいと言ってきたならば、効率性通達では、そちらを優先して売り渡すというふうに売却手続きを明確化していると理解していたのだけれども、それだと恐らく財団とかですと財政上の制約もあると思います。今おっしゃっていただいたのは、借りるというお話なんだけれども、それは仕組み上はどうなっているのかということでしょう。

**三田村委員** 私が以前この会議に出たときに、一民間に貸しても結構ですと、そういうものを進めていきますというお話が当時ございました。仮に合同庁舎をつくってそこに1フロア余りました、余剰スペースが出ましたという場合、それを民間に貸してもいいですよというお話はありましたよね。

**管財部長** 余剰スペースができればということですね。その行政財産の中ですけれども、例えば5階が余ったら5階を貸すとか、1階を店舗に貸すとか、そういったことは可能かと思えます。

**三田村委員** 壊して売却しようとするものでも、その建物が有効的な建物であるならばそこへ入れてあげてほしいということです。というのは、財団等から見ますと、そのほかの民間ビルと同じ賃料を払ってもそういうところへ入居させていただくというだけで価値観が上がる、社会性が上がるのですよ。それを望む財団さん等々はいっぱいあると思うのですね。先ほどの話ですが、スポーツ団体が岸体育館に入っているというだけで、あそこのスポーツ団体なら我々も寄附しようとか、こうなるのですね。間違いないというお墨付きをもらえるのですね。それには官の建物というのは極めて有効的な存在ですので、そういう面にご活用されるモデルができませんかなということを申し上げただけで、私は賃貸という意味で申し上げたわけです。

**大森局長** 使用調整の絡みで申し上げますと、空いたスペースがあれば、有効利用されていないところをまず入れようというのが今の私どもの考え方の基本です。

それをやった上で、他に入居官庁がなく、仮に5階建てで、4階、1階部分が余っているというのであれば、それは貸していくというのが一つの有効利用の仕方だということになっています。

次に国有財産を貸すときに公共用優先という原則はしっかりと立っているか。つまり、売るときではなくて貸すときにですが、今の仕組みのままだと、財団がいい賃貸料で入りますということならば入れますけれども、財団だからといって優先されるという仕組みではないと思えます。

**三田村委員** 低廉な価格で借りるということではありません。先ほどちょっと申し上げたように、仮に賃料が同等であっても、その社会性と価値観とかそういうものがそこへ入ることによってすごく効果が出てくるのですね。私が財団の人間だったら同等の価格であっても、要するに民間に借りるのと同じであっても、そこへ入ることを考えます。

**大森局長** おっしゃる趣旨はよく分かります。私もその方がいいかなと思っていますけれども、それは貸し付けるときにも、今はできるだけ効率性ということになってしまいますから、それはより有利な条件を働かせたところに貸すというふうになっているというのが今の考え方です。それが正しいと言っているわけではなくて、そういう考え方になっているということです。できるだけ有効に活用しましょうということになっているので、公共



用だからということで市場原理等を抜きにして役所が随意契約で貸すとなると、それはそれで別の面でご批判の対象になり得るので、色々難しい問題がございます。

そういうことを本当にどうやったら可能になるかというのは知恵を絞らせた上で、もし何かあればご説明させていただきたいと思っています。ちょっと今はとりあえずその仕組み等はこういうことになっており、なかなか一朝一夕にはいかないのですということだけお話し申し上げました。

**谷委員** 有識者会議をやっていた立場から申し上げますと、途中で財務局の方も代わられたので最初の議論は、皆さん読まれたかもしれませんし、その場におられなかった方も多と思います。もともと有識者会議ができた経緯から申し上げますと、国庫にながしかのお金を入れようというのがスタートですから、今回は余剰が出たら、とにかく売れるものは売るということです。金沢の場合、3つの合同庁舎に入れたら、ちょうどうまく小さいものが全部空いてきたので、これは売りましょうということになったのですが、その議論の過程では、役所の建物というのが民間と一緒に入るようにそもそも考えられていないんですね。

例えば、1階レベルは、商店とかを入れると街はもっと活性化するわけですよ。お役所だとどうしても夜は閉まっちゃいますし、土日も閉まっていますし、街がそこで切れちゃうわけですね。広坂庁舎なんかは、いろんなまちづくりの方からあそこを空けろとか言われているわけですよ。でも、あそこを空けちゃうと行くところがなくなっちゃいますから、今度建て替えるときは、例えば1階レベルは民間に開放するということでしょう。

ただ、同じ建物の中に民間と公共と一緒に入るのはセキュリティの問題とか、昨今物騒な話もありますからなかなか難しいので、その辺をうまく建築的にきっちり分けるという作業が必要だと思うのですよ。ですから、そう一朝一夕に今すぐ、3階が空いたから3階に民間を入れようというのはなかなか現実的には難しいですよ。例えば、1階に喫茶店を入れたり本屋を入れたりというのは、これは比較的やり易いと思うんですよ。動線が分けられますから。

**大森局長** 本当にスペースが空いていて、他に利用がないというのであれば、逆に知恵の出し方はあると思います。そのときに用途の指定なり何なりをどのくらいやって、売却ではなくてお貸しするということだと、それはそれで多分事例がないので、再度勉強した上で、新しいことは白地から書けばいいので、かえってやり易いとは思うのです。ただ、公のものの貸付けになりますから、基準を作ったり何なりという作業が必要になってくる

のかなと思っておりますが、今は、そのぐらいしかお答えはできないと思います。

**谷委員** 例えば、役所ですと大体5時で閉めてしまいますよね。ただ、民間というのは年中開いていないと全然使えないわけですから、かなり現実的には難しい問題が起こってくると思いますけれども、これからはそういうことも考えていかないといけないのだろうというふうには認識はしています。

ただ、有識者会議の至上命令は、とにかく余剰を出したら売れということですから、そういうふうな結論に最終的にはなっていますけれども、議論の過程では色んな議論がありますね。

**永原会長** 議論が活発になってきましたが、そろそろよろしいですか。

**管財部長** 先ほど谷委員からご質問がありました広坂の耐震工事でございますけれども、予算ベースで約18億円ということでございます。

**永原会長** それでは、今日はこれで終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

## 7. 北陸財務局長閉会挨拶

**永原会長** それでは、局長の方からご挨拶をよろしくお願いいいたします。

**大森局長** 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

先ほどはちょっと自ら色々議論をまぜ返しましたが、議論が活性化するのはいいことだと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思えます。

大変貴重なご意見賜りまして、私どもの方も貴重な課題が一つできたというふうに考えております。熱心なご議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

国有財産行政、先ほども申し上げましたように大きな改革期でございますし、また国民の皆様の関心も非常に高いものがございます。一つ一つそうした声に応えながら、従来にも増して適切な管理・処分あるいは新しい考え方の検討と、こういったものに精進して参りたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、この国有財産行政に限らず、財務・金融行政全般につきましても、今後ともご助言なりご指導なりを賜りたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たりまして、本日の御礼の言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

**永原会長** どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全て終了したわけでありましたが、本日の結果につきましては、審議会の議事規則で公表するという事になっております。これから、事務局の方から資料を配付いたしますので、よろしくお願ひします。

〔資料配布〕

**永原会長** 本日の議事は記者発表するとともに、後日、各委員の皆様のご了解を得た上で北陸財務局のホームページに議事録を公開することといたしてあります。ご了承を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、その後の進行は事務局の方にお願ひします。

## 8. 閉 会

**管財総括課長** 永原会長、大変ありがとうございました。

これをもちまして第67回国有財産北陸地方審議会を閉会させていただきます。

本日はどうも大変ありがとうございました。